

令和4年 第7回森町教育委員会会議録

日 時：令和4年5月25日（水）10：00～

場 所：森町福祉センター（森町公民館） 1階 大会議室

出席委員：毛利教育長・三輪委員・長瀬委員・吉川委員・古川委員

出席者：坂田学校教育課長

河野学校教育課参事

須藤社会教育課長(兼)森町公民館長(兼)図書館長

木村体育課長(兼)体育館長(兼)青少年会館長(兼)生涯学習課長

藤嶋森町学校給食センター長

小杉学校教育課学校教育係長

西川学校教育課総務係長

石井学校教育課総務係主事

署名委員：吉川委員・古川委員

報告事項：報告第1号 令和3年度一般会計補正予算について

協議事項：議案第1号 令和4年度一般会計補正予算について

議案第2号 森町学校給食センター運営規則の一部改正について

議案第3号 児童手当からの学校給食費の申出徴取の実施について

（毛利教育長）

皆さんお揃いですので、若干早いですけれども第7回森町教育委員会を開会いたします。会議に先立ちまして会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員に吉川委員と古川委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは最初に私の主な行政報告ということで、下のページ番号でいうと1ページを開いてください。まずですね、皆さんご存じの通りコロナの状況がすっかり終息という状況には至っておりません。一時落ち着いたんですけれども、少数ですけれども、まだ(感染者が)出ている状況で、森小学校においても一つの学年で昨日から学年閉鎖の措置を取っているところがございます。そういった状況の中、一番下段にありますように、渡島の教育委員会連絡協議会総会が5月17日に予定されていたんですけれども、書面開催ということで皆さんに資料を送っているところです。今日皆さんの手元にA3判の資料を2つのせています。北海道通信というものなんですけれども、渡島ばかりでなく、道の市町村教育連盟の動きに関する記事が載っておりました。昨日今日の記事なんですけれども、大まかな動き、裏面は小学校長会、中学校長会、道公教というのは教頭の集まりなんですけれども、その要望事項で道の市町村教委連の細かなところについては今日出ましたので、皆さんにコピーしてお渡します。これを見てですね、最近の教育における動きを皆さんと一緒に理解しながら今年も進めていければと思います。後ほど目を通していただければ、大変ありがたいです。大きく2つ目にはですね、4月27日に議会の4月会議がありました。その中で吉川教

育委員の任命について同意を得まして、5月11日に吉川委員の辞令交付を済ませたところです。この4人の教育委員さんで今後ご意見を頂戴するという事で決まりましたので、よろしくお願ひいたします。大きく3つ目なんですけれども、私の行政報告1つ1つを読み上げるにはすごくボリュームがあります。これはなぜかという、学校、幼稚園、教育委員会の所管する施設を文化財含め、担当と一緒に回らせてもらって、状況を私なりに確かめてきたところです。皆さんもすでに承知の通り老朽化が進んでいる施設が大変多ございます。あまりこの先の意見は今言うべきではないかもしれませんが、遠い未来を考えてこの後森町としてどうしていくかということを考えなければなりません。そういうことを受けまして、実は5月10日、11日、森幼稚園のアンケート調査説明会というものを開いておりまして、保護者のご意見を頂戴するために森幼稚園を今後どうしていくかということについて今まさにアンケートが集まったところです。そして、今まとめ作業に入っているところです。同じく12日には駒ヶ岳小学校の説明会、耐力度調査の結果等に関する説明会を行い、危険な校舎ということで今後どうしていくか説明会をして保護者の皆さんと一緒に考えてもらっている最中です。そういう動きがある1か月でした。以上です。

それでは、報告事項に行きます。報告第1号「令和3年度一般会計補正予算について」説明願ひます。

(坂田学校教育課長)

報告第1号「令和3年度一般会計補正予算について」ご説明いたします。本補正予算は、令和4年5月31日の出納閉鎖に伴うもので専決処分を行うものでありますが、すべて事業執行精査によるものでございます。

歳入の7ページ節1小学校費補助金及び節2中学校費補助金、9ページの節1土地建物貸付収入につきましては、事業執行に伴う精査のための減額補正及び増額補正でございます。

歳出についてご説明いたします。14ページをお開き願ひます。款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、節8旅費494千円の減額補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、教育長会議、教育委員の各種研修会、研究会等が書面会議に切り替わったことにより、旅費の支出がなかったことによるものでございます。

この後も旅費の減額補正がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものですので、説明を省かせていただきます。節9交際費119千円の減額補正につきましては、事業執行に伴う精査のためでございます。15ページから17ページまでの目2事務局費の節1報酬から節18負担金補助及び交付金につきましては、事業執行に伴う精査のための減額補正でございますが、17ページの負担金補助及び交付金の「森町教育水準向上対策協議会補助金」から「静岡県森町友好親善交流事業補助金」につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各種事業を中止したことにより、事業費が減額したことによるものでございます。18ページから24ページまでの項2小学校費、目1学校管理費及び目2教

育振興費につきましては、事業執行に伴う精査のための減額補正でございます。23ページの節12委託料600千円の減額については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小学校における芸術鑑賞会を中止としたことによる減額補正でございます。節19扶助費2,309千円の減額補正につきましては、要保護及び準要保護世帯児童扶助及び特別支援教育就学奨励扶助の対象児童数が当初見込んでいた人数より減少したことによるものでございます。26ページの子3学校建設費、節12委託料の駒ヶ岳小学校校舎・屋体体力度調査業務委託料3,522千円の減額につきましては、入札執行による減額でございます。27ページから32ページまでの子3中学校費、目1学校管理費及び目2教育振興費につきましては、事業執行に伴う精査のための減額補正でございます。31ページの節18負担金補助及び交付金の各種競技大会等参加負担金1,540千円の減額補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策により各種大会等が中止になったことによる減額でございます。節19扶助費964千円の減額補正につきましては、要保護及び準要保護世帯生徒扶助及び特別支援教育就学奨励扶助の対象生徒数が当初見込んでいた人数より減少したことによるものでございます。34ページの子3学校建設費、節12委託料の砂原中学校屋体改修工事調査設計業務委託料3,496千円の減額につきましては、入札執行による減額でございます。35ページから38ページまでの子4幼稚園費、目1幼稚園費につきましては、事業執行に伴う精査のための減額補正でございます。38ページ上段の節12委託料の森幼稚園耐震診断業務委託料2,975千円の減額につきましては、入札執行による減額でございます。

学校教育課からの説明は以上でございます。

(須藤社会教育課長(兼)森町公民館長(兼)図書館長)

続いて社会教育課・公民館・図書館所管の主なものについてご説明いたします。本補正予算は、学校教育課と同様、事業執行の精査に伴い専決処分するものでございます。歳入の5ページ節3社会教育使用料の公民館使用料13万3千円の減額につきましては、施設利用回数の減少によるものでございます。8ページ節3社会教育費補助金90万5千円の減額につきましては、埋蔵文化時保存活用整備事業補助金及び史跡等総合活用整備事業補助金それぞれの補助金額の確定により減額補正しようとするものです。11ページ節2雑入いきいきふるさと推進事業助成金16万円の減額につきましても、助成額の確定により減額補正しようとするものです。

歳出につきましては、39ページから41ページの社会教育総務費総額で168万1千円の減額につきましても事業執行に伴う精査のための減額補正となっておりますが、減額補正の主なものとしまして、新型コロナウイルス感染症感染防止に伴う事業の中止・縮小等に伴う、各団体への補助金の返還となっております。44ページから46ページの公民館費総額213万3千円の減額につきましても事業執行に伴う精査のための減額補正となっておりますが、減額補正の主なものとしまして、新型コロナウイルス感染症感染防止に伴う休館による管理委託料の減額等となっております。49ページから51ページの図書館費総額57万8

千円の減額につきましても事業執行に伴う精査のための減額補正となっておりますが、減額補正の主なものとしまして、新型コロナウイルス感染症感染防止に伴う会議の中止・事業の縮小等となっております。52 ページから 54 ページの文化財振興費総額 197 万 5 千円の減額につきましても事業執行に伴う精査のための減額補正となっておりますが、減額補正の主なものとしまして、新型コロナウイルス感染症感染防止に伴う出張の中止や事業の縮小等となっております。以上でございます。

(木村体育課長(兼)体育館長(兼)青少年会館長(兼)生涯学習課長)

続きまして生涯学習課の関係につきまして私よりご説明いたします。資料 6 ページをお開き願います。こちらは歳入でございますが、節 3 社会教育使用料ですが、砂原公民館の使用料の精査に伴う増額補正となっております。また下に記載しております節 4 保健体育使用料につきましては、ふるさと交流館の使用料の精査に伴う減額補正となっております。

続きまして歳出についてご説明いたします。資料 4 3 ページをお開き願います。4 3 ページ社会教育総務費であります。こちらも節 1 0 需用費から節 1 8 負担金及び交付金までいずれも事業執行に伴う精査のための減額補正となっております。続きまして 4 8 ページをお開き願います。こちらは公民館費になってございますが、こちらも節 7 報償費から節 1 2 委託料までこちらは砂原公民館に関わる施設維持及び事業執行に伴う精査のための減額補正となっております。続きまして資料 6 3 ページをお開き願います。こちらは体育施設費ですが、こちらも節 1 0 需用費から節 1 5 原材料費まで、砂原地区に設置しております体育施設に関わる費用等が中心でございますが、いずれも事業執行に伴う精査のための減額補正となっております。生涯学習課に関わる部分については以上となります。

引き続き体育課に関わる部分についてご説明いたします。資料戻りまして 4 ページをお開き願います。こちらは歳入でございます。教育使用料の節 4 保健体育使用料でございますが、森町民体育館の使用料の年度終了に伴う精査のための増額補正となっております。

続きまして歳出についてご説明します。5 6 ページをお開き願います。5 6 ページ及び次ページ 5 7 ページにつきましては保健体育総務費となっておりますが、節 1 報酬から、節 1 8 負担金補助及び交付金まで、いずれも事業執行に伴う精査のための減額補正となっております。こちら主なものとしまして、負担金補助及び交付金の中の森町体育協会補助金でございますが、コロナ禍により冬季スポーツフェスティバル等が中止となったため事業費の 5 0 0 千円の減額となっております。5 9 ページをお開き願います。5 9 ページから 6 1 ページまでの 3 ページが体育施設費となっております。こちらも節 1 報酬から節 1 8 負担金補助及び交付金までいずれも事業執行に伴う精査のための減額補正となっております。こちらの主なものとしまして、森町民体育館、サンビレッジ森に関わる委託料の減額となっておりますが、理由といたしまして、コロナ禍に伴う国の緊急事態宣言により各施設を休館としたことによるものでございます。体育課の説明は以上でございます。

す。

(藤嶋森町学校給食センター長)

それでは次に給食センターの部分についてご説明します。まず歳入からです。10ページをお開きください。節1の学校給食収入 細節1の給食費につきましては、現年度分で1,915千円の減額は執行精査によるもので、細節2の滞納繰越分の158千円の減額は、金額の確定によるものであります。次に歳出です。65ページをお開き願います。全て、事業執行精査による減額であります。主なものとしたしまして、節10需用費の燃料費と光熱水費につきましては、使用実績に基づき、それぞれ157,000円と881,000円を減額いたしました。次のページにいきまして、賄材料費につきましては、食材の時期的な単価の変動などによって986,000円の減額となっております。以上となります。

(毛利教育長)

以上、報告でした。特にご確認が必要な事項ありますか。

(教育委員一同「ありません」の声)

(毛利教育長)

はい、それでは次に協議事項に移ります。協議事項 議案第1号「令和4年度一般会計補正予算について」説明願います。

(坂田学校教育課長)

議案第1号「令和4年度一般会計補正予算について」ご説明いたします。町長に対し、議案作成方、意見の申出をしようとするものでございます。この補正予算につきましては、第3回目となるものでございます。初めに各課、各項目にわたります、消防設備保守点検委託料の増額、減額補正につきましては、町総務課で一括入札を行っておりまして、その入札執行時に各施設の委託料が増減したため、今回補正予算を計上するものでありますので、各課からの説明は省略させていただきます。

歳入についてご説明いたします。69ページをお開き願います。款16道支出金、項2道補助金、目7教育費補助金、節1幼稚園補助金279千円は、当初予算に計上している新型コロナウイルス感染症対策を実施するためのエタノール等の購入経費及び後程説明するCO2センサー購入経費の2分の1が幼児教育の質の向上のための緊急環境整備補助金として交付されることから補正予算に計上しようとするものでございます。70ページ、款21諸収入、項3受託事業収入、目4教育費受託事業収入、節1幼稚園費受託事業収入183千円は、他市町村に住所を有する園児が当町の幼稚園に一時的に入園することに伴う収入でございます。

歳出についてご説明いたします。72ページをお開き願います。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、73ページ、節12委託料218千円につきましては、尾白内地区の教員住宅アスベスト含有調査業務委託について、参考見積聴取のため現地確認した結果、調査検体数が増えたことにより増額するものでございます。74ページをお開き願います。項2小学校費、目1学校管理費、75ページ、節3職員手当27千円につきましては、用務員1名の通勤手当を増額するものです。78ページをお開き願います。項4幼稚園費、目1幼稚園費、79ページ、節17備品購入費239千円につきましては、先程説明した道補助金を活用しCO2モニターを購入するものです。以上でございます。

(毛利教育長)

続けてお願いします。

(木村体育課長(兼)体育館長(兼)青少年会館長(兼)生涯学習課長)

続けて生涯学習課の関係についてご説明いたします。資料ページは81ページをお開き願います。社会教育総務費の補正ということとなっておりますが、こちらは節10細節6修繕料の増額補正で19,300円となっております。こちらの修繕内容につきましては、砂原地区にございます森町郷土館に設置しております火災煙感知器が1か所故障したためこの度取替交換修繕を行うことによる増額補正という形になってございます。生涯学習課に係る補正については以上でございます。

(藤嶋森町学校給食センター長)

それでは次に、給食センターの部分についてご説明します。91ページをお開き願います。学校給食費の節10、需用費の修繕料、840,000円ですが、内訳の1番と2番は調理設備ですが、不具合や故障がありましたので修繕するものであります。3番の調理機器等修繕一式は、急な故障などに対応するために100,000円を計上しております。節12委託料の消防設備保守点検委託料、26,000円ですが、委託料の金額確定に伴う増額となっております。説明は以上となります。

(毛利教育長)

以上、1号議案でした。皆さんからのご意見を頂戴します。いかがでしょうか。

これは全部最終的には私の所に決裁が回ってきているという事にして、最低限今これを直さなければいけないとか、取り替えないといけないという事について提示しております。それから報告にもございましたように、活動についてはですね、極力行いたいんですけども、コロナ感染の状況を見ながらの活動となっておりますので、このような減額の補正が入っているという風に承知していただければと思います。よろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

それでは協議の議案第2号「森町学校給食センター運営規則の一部改正について」をお願いします。

(藤嶋学校給食センター長)

それでは、92ページをお開き願います。議案第2号、森町学校給食センター運営規則の一部改正についてご説明します。改正の理由といたしまして、給食の停止や開始などの異動による給食費の算出方法につきましては、これまでは月額について半額か免除にしている内容でしたが、ある程度ケースに応じて算出ができるよう改正をするものであります。

94ページの新旧対照表でご説明します。左側が改正案で右側に現行を記載しております。まず、第5条第3項ですが、現行の「月の途中における転入、転出若しくは欠席による場合」を、改正案の「異動等による給食開始又は給食停止」に改め、異動事由を給食開始と停止にまとめたものであります。第1号と第2号ですが、現行では転出と転入について15日と16日で時期を区切って月額の2分の1としておりましたが、改正案では、同様に15日と16日で時期を区切って月額の2分の1とし、ただし書きで、給食を受けた日数が月予定日数の2分の1未満の場合は日割りで計算ができるよう改正するものです。第3号ですが、現行の「欠席 全月欠席の場合は」を「全月給食停止の場合、その月の給食費は」に改め、文言を整理するものであります。次に、現行の第4号を削り、第5号と第6号につきましては、小学校の1年生と中学校の3年生は、時期を区切って月額の2分の1とする内容に変更はありませんが、文言を整理し改正案の4号と5号にするものであります。第4項ですが、「第6号」を削り、過納となりうる給食費の還付の範囲を、第3項すべてに適用出来るようにするものであります。この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。説明は以上となります。

(毛利教育長)

はい、つまりですね、例えば15日以前に給食を食べましたというのが1日でもあれば月の半額だったんですよ。しかし、日割するような考えを導入してですね、少しでも実態に則した形にしたいという案がございます。ご意見どうでしょうか。

(吉川委員)

はい、15日で区切ると、半分にはなりませんよね。

(毛利教育長)

1日から14日と15日から30日ということですね。

(吉川委員)

はい、15日で区切ると2分の1になりませんよね。給食を提供する日数が。

(藤嶋学校給食センター長)

15日というのは単純に1か月の真ん中と言いますか、そういった形で設定していました。例えば今日(25日)転入してきて給食開始しましたとなると、16日以降に給食を開始したので、月額ではなくて半額にしますというものです。

(吉川委員)

あくまでも1か月を半分にしたときに、15日が半分という事ですね。しかしそうすると実数的には1か月のうち15日となったら半分以上ありますよね。

(藤嶋学校給食センター長)

給食を実際に食べる日数がという事でしょうか。

(吉川委員)

はい。今お聞きしましたけれども、実数ではないんですね。

(藤嶋学校給食センター長)

はい、実数ではなく単純に1か月を真ん中に区切ってですね、半額になるかならないかを判断することにしまして、その次に実際に給食を食べるべき日数と実際の食べた日数が半分以下食べていなかったら日割計算しますということです。

(吉川委員)

わかりました。

(毛利教育長)

ありがとうございます。他いかがでしょうか。現行よりも若干実態に則したものになるのではないかと思います。よろしいですか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

以上で協議事項議案第2号について終了します。引き続き議案第3号「児童手当からの学



校給食費の申出徴取の実施について」をお願いします。

(藤嶋学校給食センター長)

それでは、95ページをお開き願います。議案第3号 児童手当からの学校給食費の申出徴取の実施について、別紙のとおり協議いたします。次のページをお開き願います。まず1番の制度の概要ですが、児童手当は中学校卒業までの児童の保護者へ、3歳未満は月額15,000円、3歳以上から小学生は月額10,000円、中学生は月額10,000円が6月と10月と2月に分けて支給されるもので、申出徴収は、保護者からの申出によって児童手当から給食費を支払うことができる制度であります。2番の実施理由ですが、未納者への収納対策は、督促状や催告書の送付、電話連絡や戸別訪問により納付の促しや約束を取り付けるなどを繰り返し対応しておりますが、令和3年度の年度末の滞納繰越分は、38世帯68人で、6,337,990円が未納となっておりますので、負担の公平性や町の財源確保の観点から収納対策をもう一つ前に進める必要がありますので、納付に向けた新たな交渉手段・納付方法として申出徴収の制度を活用し、未納金額の圧縮を図っていきたいと考えております。また、希望する保護者に対しても申出徴収の制度を活用し、利便性の向上も図っていきたいと考えております。3番の運用開始であります。令和4年10月支給分の児童手当から申出徴収を開始したいと考えております。説明は以上となりますので、よろしくをお願いします。

(毛利教育長)

はい、協議事項になります。皆様からのご意見、いかがでしょうか。

(三輪委員)

積極的にやった方が良くと思いますね、こういったことは。以前ですね、漁師町ということもあって漁の良い時と休みの時とありますよね。そうすると収入が一定でないですから、漁がたくさん捕れた時に多く払いたいという意見が出まして、そういったことはできないだろうかという話が出ましたので、教育委員会の方にご相談してみてくださいと言ったらそれを実施して下さったんですね。切符みたいな感じですね。そういったことをやってくださっていることもありますので、積極的に未納を回収するための施策というのは取り入れていった方が良くと思います。どうしても(児童手当を)いただいてしまうとなかなかその分から改めて給食費を払うというとならないことも多いと思うんですよね。ですので積極的に啓蒙した方が良くと思います。

(長瀬委員)

これは保護者が申し込んで初めて徴収できるということですか。

(藤嶋学校給食センター長)

はい、その通りです。

(長瀬委員)

ということは申し込まれていなかったら徴収は出来ないということですね。

(藤嶋学校給食センター長)

はい、ですので未納があったとしてもお話しして申出いただいて、次の支給からいくらお支払いいただきますよといった形になります。勝手にこちら側から天引きという形には出来ません。

(長瀬委員)

申し込まなければ徴収は出来ないんですね。

(藤嶋学校給食センター長)

はい、なので交渉手段の一つとして運用していきたいと考えています。

(毛利教育長)

これは未納の方しか申出出来ないんですか。

(藤嶋学校給食センター長)

未納のない方も利便性向上の観点からそちらの方も併せて進めていきます。

(毛利教育長)

天引きという形で納めたいという方も含めて、これで少しは効率化してくのではないかとこのところでもございました。古川委員、いかがですか。

(古川委員)

未納の方にどこまで申し込みしていただけるかなというところだと思うんですけども、まだこれは交渉次第だと思いますよね。

(藤嶋学校給食センター長)

子供が一人だと4万円が6月、10月に支給されますけれども、その内の全額なのか、2万円なのか、そこは交渉次第だと思いますね。その先の返済計画も未納の方とお話しして、用途を付けながら行っていきたいと思っています。

(毛利教育長)

よろしいですか。また一つ策を増やし、より意識を高めていただきながら、少しでも未納を回収したいということでございます。それでは協議の結果、こちらもこの通り進めさせていただきます。

それでは皆さんからその他事項、何かございますでしょうか。

(坂田学校教育課長)

はい、学校教育課からです。町内の小中学校の運動会の対応についてですけれども、当初学校によって来賓を呼ぶ呼ばないとばらつきがありました。しかし、来賓を呼ぶという学校につきましても、家族などの参加について制限を設けているところもあります。このことから、家族に制限をかけるのに来賓が参加してよいのかという部分もありますので、教育長、学校教育課で検討しました結果、すべての学校において来賓の参加を控えることと判断しましたので、委員の皆さんにはご理解のほどよろしくお願いたします。

(毛利教育長)

はい、残念な気持ちかもしれませんが、感染状況が続いていますから、学校の方も色々と苦心しながら行っていますので、私たちも制限がかかっている中行きづらいということで、ご理解をお願いいたします。

その他、委員の皆さんからも何かございますでしょうか。

(教育委員一同「ありません」の声)

(毛利教育長)

はい、それでは以上で教育委員会会議を閉じます。ありがとうございました。